



青森県基本計画
「青森新時代」への架け橋

弘前広域都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

(弘前広域都市計画区域マスタープラン)

令和8年1月

青 森 県

目 次

1. 都市計画の目標	1
(1) 基本的事項	1
① 都市計画区域の範囲及び規模	1
② 目標年次	1
(2) 都市づくりの基本理念	2
(3) 地域ごとの市街地像	3
① 弘前市市街地	3
② 平川市市街地	3
③ 藤崎町市街地	4
④ 大鰐町市街地	4
⑤ 田舎館村市街地	4
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	6
(1) 区域区分の決定の有無	6
(2) 区域区分の方針	7
① おおむねの人口	7
② 産業の規模	7
③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係	7
3. 主要な都市計画の決定の方針	8
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	8
① 主要用途の配置の方針	8
② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	9
③ 市街地における住宅建設の方針	10
④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針	10
⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針	11
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	12
① 交通施設の都市計画の決定の方針	12
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	14
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	15
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	16
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	16
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	17
① 基本方針	17
② 主要な緑地の配置の方針	17
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	17
④ 主要な緑地の確保目標	19

弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

1. 都市計画の目標

(1) 基本的事項

① 都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲は、以下に示す5市町村の行政区域の一部を対象とする広域都市計画区域であり、その規模は次のとおりである。

区 分	市町村	範 囲	規 模
弘前広域都市計画区域	弘前市	行政区域の一部	約 17,897 ha
	平川市	行政区域の一部	約 4,849 ha
	藤崎町	行政区域の一部	約 2,201 ha
	大鰐町	行政区域の一部	約 2,043 ha
	田舎館村	行政区域の一部	約 1,916 ha
合 計	5市町村		約 28,906 ha

② 目標年次

おおむね20年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、優先的におおむね10年以内に整備するものを整備の目標として示す。

目 標 年 次
令和22年

(2) 都市づくりの基本理念

本区域は、本県南西部の津軽平野南部に位置し、西に岩木山、東に八甲田連峰、南に白神山系に連なる山林に囲まれた区域である。

弘前藩十萬石の城下町として発展した弘前市の市街地を中心に、放射状に展開する4市町村の市街地は、幹線道路や鉄道等により連絡され、一体的な生活・経済圏を形成している。

本区域には岩木川、平川、浅瀬石川などの河川が流れ、その周辺では広がりのある農地が展開している。また岩木山や大鱒あじら公園周辺などの豊かな自然環境も有している。

本区域の人口は約21万人で、そのうち約7割が市街化区域に居住している。

中南圏域の中心都市として位置づけられる弘前市を中心に、各都市が相互に連携を深めながら、コンパクトで魅力ある都市づくりをめざすものとし、本区域の都市づくりの目標を次のように定める。

● 広域都市計画における効率的でにぎわいのあるコンパクトな都市づくり

- ・ 区域の中心である弘前市においては、商業、業務、行政、医療、学術、文化等の高次都市機能の集積を図り、多くの人が集まるにぎわいのある都市づくりを進める。
- ・ 周辺市町村においては、弘前市との適切な役割分担のもと、それぞれの特性を活かした都市機能を充実・強化する都市づくりを進める。
- ・ 広域都市計画区域内の連携を強化するため、弘前市を中心とした放射環状の道路網を充実・強化、鉄道・バスなどの公共交通機関を充実・強化する都市づくりを進める。

● 誰もが安心して快適に暮らせる都市づくり

- ・ バリアフリーや自然環境に配慮しながら、道路、公園、下水道などの基盤整備を計画的に進め、安全性、快適性、防災性の高い都市づくりを進める。
- ・ 地域住民の交流が活発に行われる、地域コミュニティが健全に維持された都市づくりを進める。
- ・ 新中核病院の整備や、地域における医療機関の機能・役割の分担等により、切れ目のない医療提供体制の構築を図り、弘前市を含む津軽地域保健医療圏域の住民が安全、安心に暮らせる都市づくりを進める。

● 地域の歴史や自然を活かした都市づくり

- ・ 城下町の歴史的な街並みや独自の文化資源、自然環境・資源を保全・活用するとともに、観光拠点の充実・整備などを行い、自治体間で連携を図りながら多くの人が訪れる都市づくりを進める。
- ・ 岩木川水系の豊かな水資源や市街地内に残るまとまった緑地、水田や樹園地などを保全・活用するとともに、都市の緑化を積極的に行い、水と緑あふれる都市づくりを進める。

● 食の生産基盤の保全を進めた都市づくり

- ・ 各都市は、広域連携のもとで、都市的な土地利用を図るべきところと、優良な農地や身近な自然・緑地などの保全すべきところを明確に区分し、水田や樹園地などの農業生産基盤の保全を進める。

（３）地域ごとの市街地像

現在の市街地を基本として、コンパクトで効率的な市街地の維持・形成を行うとともに、個々の市街地を道路網や公共交通網で適切に結び、都市としての一体性を高めていく。

市街地を取り囲む農地、集落地、山林については、今後とも良好な生産環境や自然環境の保全を図るとともに、集落地の環境整備を進めていく。

地域（都市）ごとの市街地像は次のように定める。

① 弘前市市街地

弘前市は、津軽地域の中心都市として発展してきた都市であり、商業、業務、行政、文化、医療等の機能が集積し、中心市街地には城下町としての歴史・文化資源が多く残されている。

また、岩木地区は、津軽地方のシンボルである本県最高峰の岩木山を抱えた豊かな自然観光資源を有する地区で、市街地は、主要地方道弘前岳鰯ヶ沢線の沿道に形成されており、賀田地区周辺の中心市街地と岩木川沿いの東部市街地の２つがある。

弘前市では、今後とも中南圏域の中心都市として圏域の発展を先導するため、『みんなで創り みんなをつなぐ あずましいうりんご色のまち』を将来像とし、「将来の弘前を担う多様な人材が育つまちづくり」、「地域共生社会の実現に向けたまちづくり」、「地域資源を活かした魅力的な産業のあるまちづくり」、「快適な雪国生活と安全・安心で環境にやさしいまちづくり」、「景観保全と都市基盤の整備による持続可能なまちづくり」を政策方針として都市づくりを進める。

具体化に向け、市域をエリア特性の異なる「まちなか」、「郊外」、「田園」からなる都市構造を構築し、都市機能の充実と良好な都市環境の形成を図る。

弘前市市街地においては、これまでの都市機能の集積や歴史的な環境をいかして、本区域の中心都市として、個性と魅力のある中心市街地の再生を進めていく。

岩木地区では、岩木庁舎や商業施設などの集積する賀田エリアを日常生活に便利な生活サービスを提供できる地域拠点としてまちづくりを進めるとともに、県道弘前岳鰯ヶ沢線の沿道では岩木山等の観光資源を生かした観光産業の集積を図り、岩木山観光のメインルートとしての魅力ある景観形成を進めていく。

② 平川市市街地

平川市は、津軽平野の南東部に位置し、恵まれた自然環境を生かし、豊かな水田地帯での稲作と台地でのりんご栽培を基幹産業として発展してきた。また、国指定の名勝「盛美園」や猿賀神社などの歴史的な観光資源も有している。

平川市では、『あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市』を将来像とし、「魅力あるひとづくり」、「活力あるしごとづくり」、「住み続けたいまちづくり」を目標として都市づくりを進める。

具体化に向け、人口や都市機能の集中が見られる、またそれらを維持する地域を「市街地ゾーン」、主に農業が展開されている地域を「農地保全ゾーン」、市の約７割の面積を占める森林地域を「森林保全ゾーン」、主に田園地帯の郊外の居住地を維持する地域を「集落居住ゾーン」と４つに区分し、各ゾーン別に適正な土地利用等を進める。

③ 藤崎町市街地

藤崎町は、岩木川、平川、浅瀬石川が合流する津軽平野のほぼ中央に位置し、農業を中心として発展してきた。

市街地は、平川及び浅瀬石川の右岸に形成されており、国道7号や国道339号などによる弘前市市街地や周辺都市との連絡性に優れた道路網をいかして、土地区画整理事業による市街地整備が進められて、国道沿道などでは大型店舗の立地が進んできたが、既存商店街では活力の低下が生じている。

藤崎町では、『みんなで築く 希望に満ち、活力があふれるまち ふじさき』を将来像とし、「活力と魅力あふれる産業づくり」、「しあわせあふれる健康・福祉の環境づくり」、「健全な心と体を育む教育・文化の環境づくり」、「安全・安心に暮らせる生活環境づくり」、「快適な生活基盤づくり」、「みんなが主役のまちづくり」を目標として都市づくりを進める。

具体化に向け、本町の広域的な都市構成や土地利用の現状等地域特性を踏まえ、4つのゾーン（市街地・商業ゾーン、住宅地・新宅地創出ゾーン、農業・農村定住ゾーン、産業ゾーン）で構成される都市構造を構築し、都市機能の充実と良好な都市環境の形成を図る。

④ 大鰐町市街地

大鰐町は、豊かな自然環境、スキー場や大鰐あじゃら公園、温泉等をいかした、高原リゾートと観光及び農林業を基幹産業として発展してきた。

市街地は、平川を挟んで形成され、商業、観光等の町の拠点となる中心市街地では、狭隘道路の整備、商業や宿泊施設等の更新が課題となっている。

大鰐町では、『湯の郷・雪の郷・りんごの郷 おおわに』を将来像とし、「美しく・潤いのあるまちを創る」、「にぎわいと住みやすさのあるまちを創る」、「活力と夢を育むまちを創る」、「豊かな心と学びのまちを創る」、「健やかで笑顔のあるまちを創る」、「みんなで築くまちを創る」を目標として都市づくりを進める。

特に、大鰐温泉駅前地区は、町の玄関口として、商業、交通、観光等の機能強化を図る。

また、あじゃら高原リゾート地区では、自然環境と調和したリゾート地区の保全を図る。

東北縦貫自動車道弘前線大鰐弘前インターチェンジ周辺では、交通利便性を生かした土地利用の検討を進めていく。

⑤ 田舎館村市街地

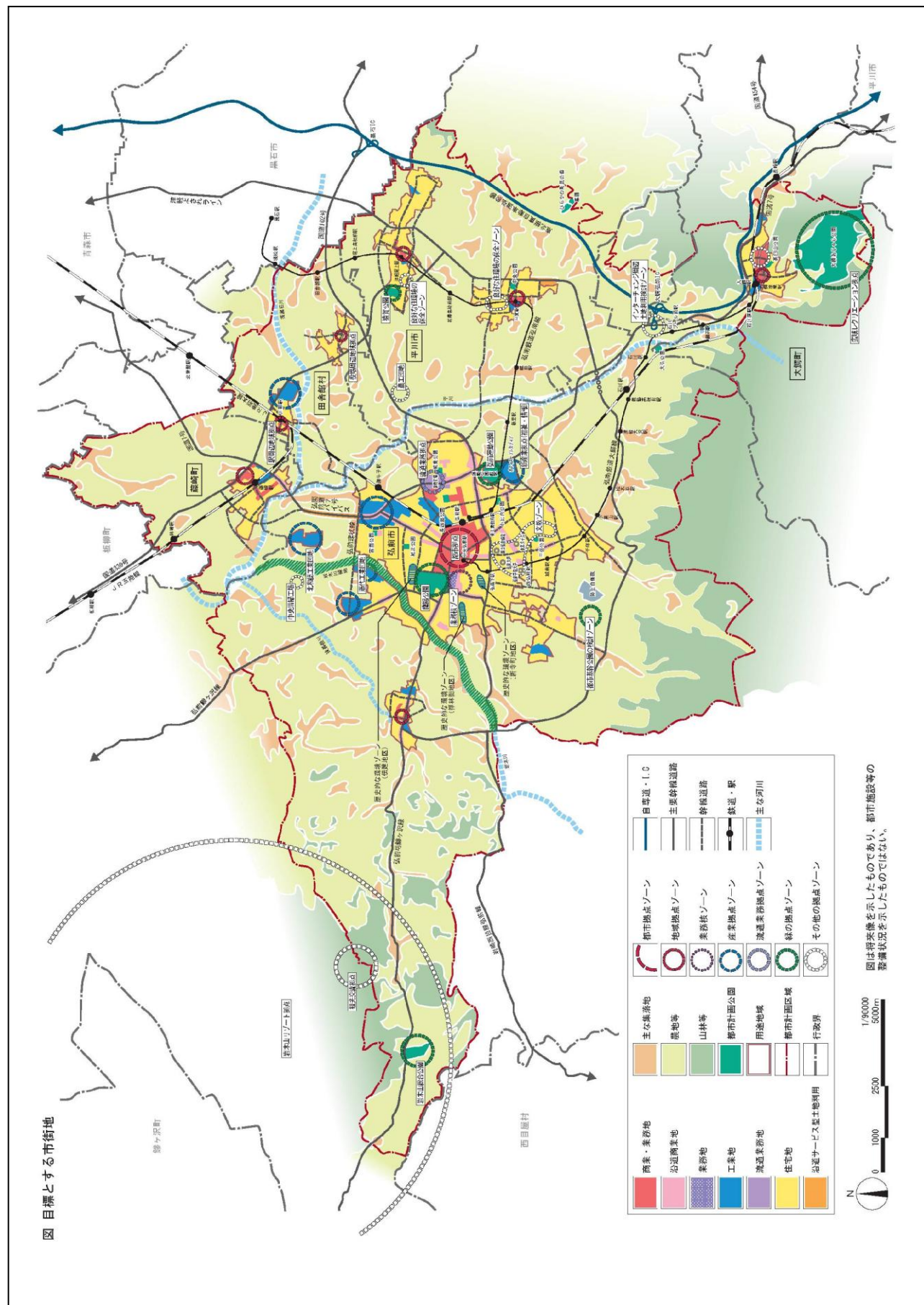
田舎館村は、津軽平野の南部に位置し、浅瀬石川と平川が貫流しており、豊かな水田地帯として発展してきた。また近年は、田舎館工業団地の整備により、産業集積も進みつつある。

市街地は、浅瀬石川左岸の村役場などの行政機能の立地する田舎館地区と、浅瀬石川右岸の川部駅や工業団地がある川部地区の2つに分かれている。

田舎館村では、『稲かおり 笑顔あふれる 安らぎのむら』を将来像とし、「産業の振興」、「都市・生活基盤の充実」、「教育・文化の振興」、「保健・医療・福祉の充実」、「健全な行財政運営」を目標として都市づくりを進める。

特に、川部駅周辺においては、都市計画事業を推進するとともに商業機能の集積を高め、日常生活に便利な地域拠点づくりを進めていく。

図1 目標とする市街地像（弘前広域都市計画区域）



2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めるとした根拠は以下のとおりである。

本区域は昭和46年に区域区分を定め、人口や産業の拡大に伴う市街化圧力を適切に制御し、計画的な土地利用を進めてきたところである。

本区域においては、今後人口は減少するが、産業は拡大する見通しであり、大規模都市である弘前市を擁する人口の多い区域であることから、市街化圧力は高く、本区域における都市計画の目標を実現していくために、引き続き区域区分を定め、市街化圧力を適切に制御し、計画的な市街地整備を図りながら、良好な市街地環境の形成と都市機能の集積を高めていくことが必要である。

また、区域区分を定めることによって、本区域の市街地外にある農地や緑地などを積極的に保全し、自然環境と調和した潤いのある都市づくりを進めていくことが必要である。

以上のことから区域区分を定めるものとする。

(2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分 \ 年次		平成 27 年	令和 12 年
都市計画区域内人口		209.8 千人	182.0 千人
市街化区域内人口	市街化区域内人口	147.7 千人	136.4 千人
	配分する人口	- 千人	135.4 千人
	保留する人口	- 千人	1.0 千人

② 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分 \ 年次		平成 27 年	令和 12 年
生産規模	製造品出荷額等	3,236.6 億円	7,116.3 億円
	商業販売額	2,625.3 億円	4,232.6 億円
就業構造	第 1 次産業	20.2 千人 (17.8%)	12.1 千人 (12.2%)
	第 2 次産業	20.7 千人 (18.3%)	20.0 千人 (20.2%)
	第 3 次産業	72.3 千人 (63.9%)	66.9 千人 (67.6%)

※平成27年の小売販売額は、平成26年－平成28年の補間推計値

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、令和 12 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

区分 \ 年次		平成 27 年	令和 12 年
市街化区域面積		3752.6 ha	3757.8 ha

(注)市街化区域面積は、平成27年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 業務地

弘前市は、中南圏域の中心都市として、業務、行政機能の集積が図られてきた。今後とも、弘前市では、市役所や国、県の出先機関及びその他の業務施設が立地している上白銀町、下白銀町及びその周辺において、業務、行政機能の集積を高めていく。

また、平川市（平賀地区、尾上地区）、藤崎町、大鰐町、田舎館村、弘前市（岩木地区）では、役所・役場及び支所周辺での業務機能の集積を高めていく。

b 商業地

弘前市の弘前駅前から土手町に至る中心市街地は、大型店、専門店、飲食店、事務所などの集積が高く、本区域の中心的な商業地となっている。

今後とも、弘前駅前から土手町周辺については、本区域の中心となる広域的な中心商業地としての機能強化に努め、都市環境の整備とあわせて本区域の玄関口となる広域交流拠点づくりを進める。

また、弘前市東部地区の商業地についても、良好な商業環境の維持を図る。

さらに、中心商業地の周辺、鉄道駅周辺や、弘前市（岩木地区）、平川市（平賀地区・尾上地区）、藤崎町、大鰐町、田舎館村の中心市街地において、日常生活の利便性を向上していくための地域拠点となる商業地を育成していく。

c 工業地

弘前市の北和徳地区（北和徳工業団地）、神田地区、藤代地区（藤代工業団地）、田舎館村の川部地区は、本区域の計画的な工業地として適正な集積を図る。

また弘前市では、宮川地区、松ヶ枝地区、石渡地区北部、南西部の金属町地区において、工業に係る土地利用の純化に努める。

d 流通業務地

弘前市市街地東部の城東地区の3・3・7弘前黒石線（以下、都市計画道路については番号と路線名を表示する）、国道7号弘前バイパスの沿道は、流通団地、卸売市場を配置するほか、特別業務地区を指定し広域的な流通拠点の形成を図っていく。

また、東北縦貫自動車道弘前線大鰐弘前インターチェンジの周辺において、広域交通をいかした物流産業拠点の形成を検討していく。

e 住宅地

弘前市の中心市街地では、商業・業務機能の強化とあわせて、定住人口の増加を図るために商住複合の市街地居住を促進していく。

土地区画整理事業等により計画的に整備された住宅地については、現在の良好な居住環境を保全していくために、地区計画等の活用を進めていく。

古くから市街化が進んでいる既成市街地では、狭い道路や行き止まり道路も多く見られることから、土地区画整理事業や地区計画制度の活用により計画的な住宅地の整備と居住環境の改善に努めていく。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

a 業務地

弘前市の上白銀町、下白銀町及びその周辺地区については、本区域の中核的な業務地として位置づけて高密度な市街地の形成を図るものとし、土地の高度利用による業務機能の集積やオープンスペース等の拡充による良好な市街地環境の形成を進めていく。

b 商業地

弘前市の駅前地区、土手町地区及びその周辺については、本区域の中心的な商業地として位置づけて高密度な市街地の形成を図るものとし、土地の高度利用による商業機能の集積やオープンスペース等の拡充による良好な市街地環境の形成を進めていく。

その他の商業地については、地域や近隣における商業地として中密度の市街地の形成を図る。

c 工業地

計画的に整備された弘前市の北和徳地区（北和徳工業団地）、神田地区、藤代地区（藤代工業団地）、田舎館村の川部地区等の工業地については、周辺の環境保全や公害防止等に配慮し、緩衝緑地や十分なオープンスペースを確保しつつ低密度の土地利用を行う。

d 流通業務地

計画的に整備された弘前市の城東地区の特別業務地区や流通団地、卸売市場については、低密度の土地利用により周辺の環境と調和した良好な流通業務地としての環境形成を行う。

e 住宅地

弘前市の中心市街地では、市街地居住の促進による定住人口の増加と地域の活性化を図るために高密度の土地利用を進める。

木造家屋が密集し狭い道路や行き止まり道路の多い住宅地では、土地区画整理事業等による住環境の改善を図り、中密度の土地利用を進める。

弘前市の城西地区、城東地区、宮園地区、岩木地区などや、平川市の平賀地区、尾上地区、田舎館村の計画的に整備された住宅地については、良好な居住環境を有する低密度の土地利用を行う。

なお、これ以外の住宅地についても、低密度の土地利用を行うことを基本とする。

③ 市街地における住宅建設の方針

a 基本方針

弘前市の中心市街地においては、中心市街地活性化や立地適正化計画の諸施策を展開するとともに、商業・業務などの都市機能が集積した利便性をいかして、土地の高度利用による集合住宅の供給を促進する。

市街地に残る農地や工場跡地等の低未利用地のうち、住宅地として適した地区については、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、道路や公園などの都市基盤施設の整備に併せて良好な住宅地の供給に努める。

また、既に土地区画整理事業等の計画的な開発が完了した地区については、地区計画制度や建築協定等の規制・誘導策を導入し良好な居住環境の維持・保全に努める。

一方、古くから市街化された住宅地やかつての集落から発展した住宅地では、道路や公園等の基盤施設が不十分な地区が多く、居住環境の面や防災の面などで問題を抱えているため、基盤施設の整備に併せて住宅の不燃化等を推進し、良好な住宅地の形成を図る。

b 住宅建設の整備方向

弘前市の中心市街地では、市街地再開発事業等により、土地の高度利用による良質な都市型住宅の供給を促進する。

一団の低利用地を含む市街地では、土地区画整理事業等による良好な居住環境を有する住宅供給を促進する。

④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

弘前市の弘前駅前から土手町に至る中心商業地は、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による土地の高度利用を推進し、本区域の拠点となる商業・業務地の形成を図るとともに、広域的な観光の拠点として交流機能の強化を図る。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

工業施設と住宅等が混在する地区においては、適切な用途地域の見直しや特別用途地区制度などの活用によって施設の再配置と集団化を図る。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

老朽化した木造建物が密集し、狭い道路や行き止まり道路が多い古くから形成された市街地では、建物の不燃化やオープンスペースの確保や生活道路の整備など総合的な環境整備を行うことで、安全で快適な市街地環境の形成を図る。

工場等が混在している住宅地においては、地区計画制度や特別用途地区制度等を活用して、居住環境の改善を図る。

土地区画整理事業等によって整備された住宅地では、地区計画制度等を活用して良好な居住環境の維持を図る。

d 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地に残された平地林、斜面林等のまとまりのある緑、岩木川、平川、浅瀬石川等の河川沿いの緑地は、潤いのある市街地を形成する上で重要な緑地であり、本区域の特徴を形成する緑地として保全を図る。

また、鷹揚公園や隣接する重要伝統的建造物群保存地区などは、都市の個性を創出する歴史的な環境として今後とも保存していく。

緑地保全や都市緑化のための条例等の制定を促進するとともに、積極的な住民参加を促すために助成制度や支援体制の確立を促進する。

⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

集团的優良農地や土地基盤整備事業の対象となった農地等は、生産性の高い農業経営を確立する上でその根幹をなすものであり、今後とも保全していく。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地を取り囲む農地については、生産の場であるとともに水害を予防する防災的な機能を持っており、今後とも適切な保全を図る。

大鰐町の市街地周辺の斜面地や、弘前市などの集落地周辺等の斜面地の樹林は、崖崩れ等を防止する役割があり、今後とも保全する。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

津軽国定公園に指定されている岩木山山麓やこれに接する岩木高原県立自然公園に指定されている百沢地区、大鰐碓ヶ関温泉郷県立自然公園に指定されている阿闍羅山山麓の緑地については、本区域の特徴を形成する緑地として保全を図るとともに、必要に応じて都市公園としての整備を図る。

d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街化調整区域については、地域の農業等との調和を図りつつ、適切な土地利用を誘導する。

既存集落地においては下水道や道路などの整備を進め生活環境の改善に努める。

周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当であって、地域における産業立地の促進のために必要と認められる、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に記載された産業立地のための土地利用に関する事項の内容に即して、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の重点促進区域及び土地利用調整区域内に、高速自動車国道等のインターチェンジ又は幹線道路に近接して定める区域において立地する工場、研究施設又は物流施設（都市再生特別措置法第八十一条第一項に規定する都市機能増進施設を除く。）については、市街化調整区域の開発許可手続の緩和を図るものとする。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア) 交通体系の整備の方針

広域圏をネットワークする東北縦貫自動車道弘前線が本区域の東部を南北に走り、本区域とは大鰐弘前 I C から国道 7 号で、また黒石 I C から国道 102 号で連絡している。また、五所川原方面とは国道 339 号及び同バイパスで連絡している。本区域内の各都市とは上記の国道以外に、弘前市を中心とした放射状の主要地方道や一般県道等によるネットワークが形成されている。

鉄道は、J R 奥羽本線により青森方面及び秋田方面と、J R 五能線により五所川原方面と連絡し、また、弘前市を起点とした弘南鉄道弘南線や弘南鉄道大鰐線が区域内を連絡しており、学生や高齢者等の交通手段として重要な役割を担っている。

本区域では、産業活動の広域化、観光等の広域交流の増大、日常生活における自動車利用の増加等により、交通需要の増大が予想されることから、次のような方針に基づく体系的な交通網の整備を進めていく。

- ・ 本区域と広域圏を結ぶ道路網や、弘前市と本区域を構成する平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村を連絡する道路網の整備を進める。特に、冬期における都市活動や産業活動を支える、選択性のある複数ルート of 幹線道路網を整備していく。
- ・ 広域圏からの交通が集中する弘前市市街地では、郊外部から中心市街地にアクセスする放射状の道路や市街地内を連絡する環状道路の整備を促進する。
- ・ 幹線道路の整備にあたっては、広域農道等のネットワークとの整合を図り、効率的な道路網を構築していく。
- ・ 幹線道路の整備と整合を図りつつ、市街地や集落地での便利な交通網の整備を進める。また、狭い道路や行き止まり道路の多い市街地では、まちづくりと連動した生活道路の整備を進める。
- ・ 城下町としての歴史的な環境をいかしたまちづくりと連動した調和のある沿道景観づくりや、津軽観光のルートとしての魅力ある沿道景観づくりを進める。
- ・ 定時性が高く通勤・通学や高齢者等の交通手段として重要な鉄道やバス等の公共交通の利便性を高めていく。特に、弘前市市街地では、自動車交通渋滞の解消のためにも、鉄道やバス等の利用増進の施策を講じていく。

イ) 整備水準の目標

都市計画道路等の整備により、市街地内の交通円滑化を図ることを目標とする。

b 主要な施設の配置の方針

ア) 道路

首都圏や青森市など広域圏と連絡する自動車専用道路として、東北縦貫自動車道弘前線を配置する。

また、本区域内の大鰐弘前 I C や本区域に隣接する黒石 I C 及び浪岡 I C とネットワークするために、国道 7 号、国道 102 号からのアクセス道路を配置する。

本区域の骨格を形成する道路として、国道 7 号、国道 102 号、国道 339 号及び同バイパスや、主要地方道大鰐浪岡線（津軽よされライン）、岩崎西目屋弘前線、弘前岳鰯ヶ沢線、弘前鰯ヶ沢線、弘前環状線、五所川原黒石線や、都市計画道路 3・4・12 藤崎尾上線、3・4・33 弘前平賀線等やその他の一般県道を配置する。

また、本区域の市街地内の骨格を形成する主要な都市計画道路として、次の道路を配置する。

【弘前市】

3・3・2 山道町撫牛子線、3・3・3 下白銀町福田線、3・3・7 弘前黒石線、3・3・8 紺屋町和徳町線、
3・4・1 和徳堀越線、3・4・2 富田千年線、3・4・4 元寺町小沢線、3・4・5 上白銀町新寺町線、
3・4・6 山道町樋の口町線、3・4・7 弘前宮地線、3・4・8 鷹匠町石渡線、3・4・9 下白銀町亀の甲町線、
3・4・10 清野袋撫牛子線、3・4・11 土手町向外瀬線、3・4・20 紺屋町野田線、3・4・35 高崎扇町線、

【平川市】

3・4・15 猿賀遠林線、3・5・17 猿賀池上線、3・5・20 新屋町高木線、3・5・24 柏木小和森線、
3・5・25 平野西中央線、3・5・26 平賀駅新館線、3・5・28 柏木東田住宅線、3・5・29 柏木藤山線、
3・5・31 本町大光寺線等

【藤崎町】

3・4・12 藤崎尾上線、3・5・7 藤崎停車場下袋線、3・5・8 村井唐糸線、3・5・9 村井西浅田線等

【大鰐町】

3・5・33 金坂湯ノ川原線等

【田舎館村】

3・4・12 藤崎尾上線、3・5・12 川部駅通線、3・5・13 西ヶ岡線、3・5・14 川部和泉線等

イ) その他

【鉄道】

J R 奥羽本線、J R 五能線、弘南鉄道弘南線、弘南鉄道大鰐線の各駅前では、広場や駐車場や駐輪場などの整備による交通結節機能の強化を図り、鉄道利用の利便性を向上していく。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりとする。

ア) 道路

路 線 名		整 備 の 概 要
弘前市	3・4・6 山道町樋の口町線	山道町～北川端町、L=220m、W=16m
	3・4・20 紺屋町野田線	亀甲町～田町一丁目、L=797m、W=14～16m
田舎館村	3・4・12 藤崎尾上線	畑中、L=1,250m、W=16.5m

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

【下水道】

本区域の下水道は、岩木川流域別下水道整備総合計画に基づき、岩木川流域下水道事業、流域関連公共下水道事業による整備が進められている。また、集落地では、農業集落排水事業による整備が進められている。

下水道の整備にあたっては今後とも、市街化の状況や土地区画整理事業等と整合を図りつつ効率的な下水道事業を進めていくものとし、あわせて集落排水事業等の他事業との連携を図りながら集落地での整備を進め、下水道が計画されていない地区においては、合併浄化槽の整備を進める。

また、市街地内の雨水排除については、放流河川の整備や公共下水道の整備と整合を図りつつ、緊急性の高い地区から重点的に整備していく。

【河川】

流域の持つ保水機能の減少等によって、降雨時には河川への流出量が増加することが予想されるため、河川の整備や流出量抑制措置等による総合的な治水対策を図る。

また、河川整備にあたっては、住民が水辺に親しむことのできる環境づくりや自然生態に配慮した環境づくりに努める。

イ) 整備水準の目標

【下水道】

汚水及び雨水に係る整備については、市街地の全域を対象に早急に進める。

【河川】

一級河川岩木川や事業実施中の河川については、河川改修を引き続き実施する。

b 主要な施設の配置の方針

ア) 下水道

本区域の汚水に係る整備については、岩木川流域別下水道整備総合計画に基づき、岩木川流域下水道事業、流域関連公共下水道事業により、市街地全体を対象に行うものとし、雨水に係る整備についても生活環境の向上を図るために整備を進めていく。

また、集落地については、農業集落排水事業等の他事業との連携を図りながら、下水道の計画的かつ効率的な整備を行う。

イ) 河川

都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するために、流域における流出抑制策とあわせて、河川改修計画に基づき必要な治水施設の整備を行う。

本区域には、都市計画決定されている岩木川、腰巻川、土淵川のほか、平川、後長根川等の河川があるが、今後とも自然環境などに配慮しながら整備を促進する。

また、快適で安全な生活環境を確保するため、河川管理に万全を期するとともに、河川美化の推進に努めるものとする。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
流域下水道	岩木川流域下水道
流域関連公共下水道	岩木川流域関連公共下水道

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

本区域は、今後、より一層の高齢社会への移行や産業構造の変化に伴う生活行動の多様化が予想される。これらに対して、健康で文化的な都市生活や都市活動を確保していく必要があり、施設需要を踏まえつつその他の都市施設の整備を進めていくものとする。

b 主要な施設の配置の方針

種 別	配 置 の 方 針
火葬場	周辺環境の保全に配慮して、適正かつ効率的な施設の維持・管理に努める。
ごみ焼却場	弘前地区環境整備事務組合の環境整備センター、南部清掃工場などの適切な維持管理により、効率的な処理を図るとともに、施設周辺の環境に配慮した施設運営に努める。
市 場	周辺環境の保全に配慮して、適正かつ効率的な施設の維持・管理に努める。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

弘前市では、中心市街地の再整備を引き続き進め、分散化の傾向にある都市機能の集約化と複合化による中南圏域の中核としての機能強化を図る。

また、その他の既存商店街についても、高齢化社会における身近な商業地の重要性などを踏まえ、商店街の活性化や商住複合の市街地としての再整備を進めていく。

狭い道路や行き止まり道路等が多く見られる地区や老朽家屋が密集した地区では、安全で快適な住環境の形成を図るために、地区計画制度等を活用したまちづくりを進める。また低未利用地を多く残す住宅地では土地地区画整理事業等による整備を進める。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

a 基本方針

本区域は、東西南の三方を山地・丘陵に取り囲まれた扇状地上に形成されており、岩木川水系の河川沿いの農地、りんご園などが津軽平野の広がりのある田園風景を形成している。

山地・丘陵では、岩木高原や大鰐碓ヶ関温泉郷が県立自然公園に指定され、高山植物群落をはじめ野生動植物の生息地となっており、今後とも良好な自然環境として保全を図っていく。

また、岩木川、浅瀬石川、平川等の河川とその周囲に広がる田園は本区域の自然環境の骨格であり、今後とも適切な保全と活用を図っていく。

本区域は歴史的・文化的な環境を有しており、弘前市では城下町としてのまち並みや環境が保存され、仲町で重要伝統的建造物群保存地区の選定がされている。今後とも、歴史資源や文化遺産を保全しつつ、これをいかした個性あるまちづくりを進めていく。

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統

本区域の山林、丘陵地、津軽平野に広がる田園などは、今後とも豊かな自然環境として保全していく。

また、岩木川、平川、浅瀬石川等の河川や河川沿いの樹林地は、都市に潤いと個性をつくる水辺環境として保全していく。

貴重な動植物の生息地である岩木高原や大鰐碓ヶ関温泉郷県立自然公園一帯の樹林地や水辺、久渡寺山系等の樹林地を保全していく。

公園緑地の整備や河川等の整備にあたっては、極力、生態系に配慮した環境共生の考え方に基づく施設整備を進める。

b レクリエーション系統

市街地では、誘致距離等の配置バランスに配慮しながら、計画的に公園の整備を進めるほか、市街地の特性に応じた整備手法・形態により公園緑地の確保に努める。

また、鷹揚公園（弘前市）や猿賀公園（平川市）などの地域資源の活用にも努め、歴史・文化性のある公園緑地を配置していく。

広域的なレクリエーション拠点として、大鰐あじゃら公園、弘前市久渡寺のこどもの森の機能強化を図る。

また、住民のスポーツレクリエーション需要に対応した総合公園や運動公園の適切な配置を行う。

岩木川、平川、浅瀬石川、土淵川、腰巻川などの河川を、住民が水辺に親しむ場として活用し、河川沿いの緑化や緑道整備により緑のネットワークを形成していく。

c 防災系統

本区域の山林は、治山・治水にとって防災機能を有しており、今後とも保全していく。

また平野部に広がる田園は、農業生産の場であるとともに降雨時には高い治水機能を有するものであり、今後とも保全を図る。

防災拠点機能を有する公園緑地として、総合公園、運動公園等の大規模な公園を適切に配置し、その他の公共施設緑地等と連携して災害時の避難拠点としての機能を強化していく。

d 景観構成系統

市街地から眺望できる津軽地域のシンボルである岩木山、久渡寺山、あじやら山の山林、津軽平野に展開する田園、岩木川は、本区域を象徴する景観であり、今後とも、「ふるさとの風景」として保全していく。

弘前市の禅林街・新寺町の社寺境内地や平川市の猿賀神社等の歴史的環境を有する緑地を、特徴ある市街地景観を形成する緑地として保全する。

e その他（歴史文化系統等）

鷹揚公園（弘前城跡）、禅林街・新寺町の寺院街、仲町の重要伝統的建造物群保存地区、盛美園（平川市）等の歴史的・文化的資源は保全するとともに、まちづくりの資源として環境整備を進める。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

a 公園緑地等の配置方針及び整備目標

公園緑地等の種別	配 置 方 針
住区基幹公園	街区公園、近隣公園、地区公園は、誘致圏、配置バランス、緑のネットワークや利用のための交通アクセス等を考慮して適切に配置していく。
都市基幹公園	住民の憩いの場、スポーツレクリエーションの拠点であり、防災の拠点ともなる運動公園や総合公園の整備を進める。
広域公園	広域的なレクリエーション需要に対応した広域公園として、大鰐あじやら公園の整備を進める。
都市緑地	住民が水辺に親しむ場であり、スポーツレクリエーションの場となる岩木川緑地を配置する。
その他の公園緑地	集落地等では、地域コミュニティの拠点となる公園や広場等の整備を進める。

ｂ 緑地保全地区等の指定方針及び指定目標

地区の種別	指 定 方 針
緑地保全地区	市街地内の社寺境内地での指定を検討する。
風致地区	優れた自然環境を有し、景観や防災の面からも重要な緑地である市街地周辺の樹林地での指定を検討する。
その他条例等	県立自然公園、鳥獣保護区、史跡、名勝、天然記念物等の緑地を指定する。

④ 主要な緑地の確保目標

おおむね１０年以内に整備することを予定する公園緑地等は、次のとおりとする。

種 別	名 称 等	規 模
総合公園	鷹揚公園	約 48.9 ha